

社会福祉法人みどりの里 役員等の報酬等及び費用に関する規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みどりの里（以下、「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、当法人の評議員及び役員並びに評議員選任・解任委員等の報酬等並びに費用に関し、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員 定款第15条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 役員等 評議員選任・解任委員、評議員、役員をいう。
- (3) 常勤役員 役員のうち当法人の施設内（以下、「施設内」という。）に常勤する理事、監事をいう。
- (4) 非常勤役員等 役員等のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 招へい者 評議員選任・解任委員会、評議員会、理事会、その他これらに準ずる会議（以下、「会議等」という。）において、意見を求めるためにオブザーバーとして招へいする者をいう。
- (6) 報酬等 社会福祉法第45条の3第1項第3号で定める報酬等を指し、報酬、賞与其他役員としての職務遂行上の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (7) 費用 当法人の職務の遂行に伴い発生する通勤手当、交通費、宿泊費、印刷費、通信費、参加費等の報酬等以外の経費をいう。

(報酬等の支給区分)

第3条 報酬等は、常勤役員と非常勤役員等の区分に応じ支給する。

- 2 常勤役員に対して、報酬を支給することができる。
- 3 常勤役員に対して、賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たって、その任期に応じ、退職手当を支給することができる。
- 5 非常勤役員等に対して、業務に応じた報酬等を支給することができる。
- 6 招へい者に対して、業務に応じた謝金を支給することができる。

(役員等の報酬等の総額)

第4条 定款第21条に定める役員等の報酬等の総額は3,000万円を超えない額とする。

- 2 前項に定める額は、第4章に定める常勤役員の退職手当の額を含まないものとする。

第2章 常勤役員の報酬

(常勤役員の報酬の額の決定)

第5条 常勤役員の報酬の額は、別表1の常勤役員俸給表のうちから評議員会の議決により決定し、支給する。

(職員給与との併給禁止)

第6条 常勤役員であっても、当法人の職員を兼務し職員給与を支給している理事にあつては、本規程に基づく役員としての報酬は支給しないものとする。

(常勤役員の報酬の支給)

第7条 常勤役員の報酬の支給日、支給方法等、支給に関する詳細は、別に定める職員給与規程に準ずる。

第3章 常勤役員の賞与

(常勤役員の賞与の額の決定)

第8条 常勤役員の賞与は、第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、これを支給しない。

第4章 常勤役員の退職手当

(常勤役員の退職手当の支払対象)

第9条 常勤役員の退職手当は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

(退職手当の額の決定)

第10条 退職手当は、次の各号をそれぞれ乗じた額とする。

- (1) 退任時の最終常勤役員報酬月額
- (2) 常勤役員在任年数。ただし、1年に満たない端数は、5か月以下は切り捨て、6か月以上は1年に繰り上げる。
- 2 退任する常勤役員がその在任中特に功労が顕著であったと認められる場合には、前項で計算した額の50%の範囲内で特別加算を支給することができる。
- 3 常勤役員が、辞任勧告又は解任により退任した場合には、評議員会の議決により、第1項で計算した額を減額若しくは支給しないことができる。

(退職手当の支払い)

第11条 退職手当は、理事会の提案により評議員会の議決を経て決定し、退任

の日より3か月以内に支払うものとする。

第5章 非常勤役員等の報酬等

(非常勤役員等の報酬等)

第12条 会議等に出席、又は、入札における開札の立会など当法人の運営に関連し業務を遂行した非常勤役員等には、別表2に定める出席手当の額を支給することができる。

2 非常勤役員等に対する賞与及び退職手当は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の支払日)

第13条 出席手当は、会議等に出席の都度、支払うものとする。

(非常勤役員等の報酬等の支払方法)

第14条 出席手当は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人が指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

第6章 招へい者の謝金

(招へい者の謝金)

第15条 招へい者には、別表3に定める謝金を支払うことができる。

(招へい者の謝金の支払日)

第16条 謝金は、会議等に出席の都度、支払うものとする。

(招へい者の謝金の支払方法)

第17条 謝金は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人が指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

第7章 費用

(費用)

第18条 役員等及び招へい者が、当法人の職務の遂行に当たって負担した費用の実額については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

2 前項の費用に付き前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。

3 役員等の出張に伴う旅費については、旅費規程に準じて支払う。

4 前各項の規定にかかわらず、施設内において開催した会議等については、施設までの交通費に限り、これを支払わない。

5 常勤役員には、その通勤の実態に応じて通勤手当を支給し、その計算方法は

職員給与規程に準ずる。

第8章 雑 則

(公表等)

- 第19条** 当法人は、本規程をもって、社会福祉法第45条の3第1項及び第2項に定める報酬等の支給の基準とする。
- 2 当法人は、社会福祉法第59条の2第1項第2号に従い、本規程を公表するものとする。

(改廃)

- 第20条** この規程の改廃は、評議員会の議決をもって行う。

附則

- 1 この規程は、平成28年12月15日の理事会において「この規程は、定款変更の大阪府知事の認可のあった日からその効力が生ずる」との付帯決議を付した上での議決に基づき、平成29年4月1日以降に最初に開催される定時評議員会の日から施行する。
- 2 前条の規定にかかわらず、「第5章 非常勤役員等の報酬等」第12条第1項で規定している別表2のうち、「1 評議員選任・解任委員」については平成28年12月16日付の定款変更認可申請により大阪府知事から認可された日から適用する。
- この場合、「第1章 総則」第1条は、「この規程は、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年3月31日法律第21号、以下「改正法」という。）附則第9条第1項に基づき、改正法の施行日までに、あらかじめ、改正法第39条の規定により、当法人の評議員を選任するために選任された評議員選任・解任委員の報酬等並びに費用に関し、必要な事項を定めるものである。」と読み替える。
- また、文中に「定款」とあるのは、「平成28年12月16日付の定款変更認可申請により大阪府知事から認可された定款」と読み替える。
- 3 第1条の規定にかかわらず、平成29年4月1日以降に改正法第45条の18第3項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第1項で監事の義務とされた理事会への出席に際しては、「第5章 非常勤役員等の報酬等」の第12条第1項で規定している別表2のうち、「4 監事」を適用する。
- 4 常勤役員の退職手当については、施行後に退任する常勤役員に対して適用する。

附則 この規程は、平成29年6月15日の平成29年度定時評議員会で承認（追認）された。

附則 この規程は平成 30 年 12 月 21 日付で評議員会の決議を経て一部改定し、同日から実施する。

別表 1

常勤役員俸給表

(単位：円)

号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額
第1号	10,000	第26号	260,000	第51号	510,000	第76号	760,000
第2号	20,000	第27号	270,000	第52号	520,000	第77号	770,000
第3号	30,000	第28号	280,000	第53号	530,000	第78号	780,000
第4号	40,000	第29号	290,000	第54号	540,000	第79号	790,000
第5号	50,000	第30号	300,000	第55号	550,000	第80号	800,000
第6号	60,000	第31号	310,000	第56号	560,000	第81号	810,000
第7号	70,000	第32号	320,000	第57号	570,000	第82号	820,000
第8号	80,000	第33号	330,000	第58号	580,000	第83号	830,000
第9号	90,000	第34号	340,000	第59号	590,000	第84号	840,000
第10号	100,000	第35号	350,000	第60号	600,000	第85号	850,000
第11号	110,000	第36号	360,000	第61号	610,000	第86号	860,000
第12号	120,000	第37号	370,000	第62号	620,000	第87号	870,000
第13号	130,000	第38号	380,000	第63号	630,000	第88号	880,000
第14号	140,000	第39号	390,000	第64号	640,000	第89号	890,000
第15号	150,000	第40号	400,000	第65号	650,000	第90号	900,000
第16号	160,000	第41号	410,000	第66号	660,000	第91号	910,000
第17号	170,000	第42号	420,000	第67号	670,000	第92号	920,000
第18号	180,000	第43号	430,000	第68号	680,000	第93号	930,000
第19号	190,000	第44号	440,000	第69号	690,000	第94号	940,000
第20号	200,000	第45号	450,000	第70号	700,000	第95号	950,000
第21号	210,000	第46号	460,000	第71号	710,000	第96号	960,000
第22号	220,000	第47号	470,000	第72号	720,000	第97号	970,000
第23号	230,000	第48号	480,000	第73号	730,000	第98号	980,000
第24号	240,000	第49号	490,000	第74号	740,000	第99号	990,000
第25号	250,000	第50号	500,000	第75号	750,000	第100号	1,000,000

別表 2

非常勤役員等の報酬等

1 評議員選任・解任委員 (1人当たり)	
会議等に出席した外部委員の出席手当	会議出席1回につき、5万円
会議等に出席した監事の出席手当	「4 監事」で定める額
会議等に出席した事務局員の出席手当	支給しない
2 評議員 (1人当たり)	
会議等に出席した評議員の出席手当	会議出席1回につき、5万円
開札の立会など軽微な業務における報酬	業務1回につき、5千円
上記以外の業務における報酬	会議等に準ずる金額
3 非常勤役員（理事） (1人当たり)	
会議等に出席した外部理事の出席手当	会議出席1回につき、3万円
開札の立会など軽微な業務における報酬	業務1回につき、5千円
上記以外の業務における報酬	会議等に準ずる金額
上記のうち、顧問契約を交わしている弁護士、税理士、社会保険労務士、司法書士、行政書士等の専門家に対する出席手当等	支給しない
4 監事 (1人当たり)	
会議等に出席した監事の出席手当	会議出席1回につき、3万円
開札の立会など軽微な業務における報酬	業務1回につき、5千円
監査業務における報酬	監査業務1会計年度15万円
上記以外の業務における報酬	会議等に準ずる金額

別表 3

招へい者の謝金

会議等に出席した招へい者のうち、顧問契約を交わしている弁護士、税理士、社会保険労務士、司法書士、行政書士等の専門家に対する謝金	支給しない
上記以外の招へい者に対する謝金	会議出席1回につき、3万円